

PLANET

(プラネット)

規 約



プラネットサポートセンター

規 約

本規約は、地域医療機関の提供する電子カルテ（診療記録）の参照に関し、患者さまとプラネットサポートセンターとの契約関係について規定するものです。

第1条（定義）

- （1）利用者：第2条第1項にしたがい電子カルテ参照利用資格を得た患者及び患者本人から代理権を与えられた縁故者。
- （2）プラネットカード：プラネットサポートセンター（以下サポートセンター）が利用者に発行するICチップ付カード
- （3）パスワード：利用者を確認するために用いられる符号
- （4）利用機器等：利用者が利用者の端末機器を使用して参照するために必要なICカードリーダーその他のサポートセンター所定の機器
- （5）地域医療機関：サポートセンターとの間で、所定の契約を締結した医療機関
- （6）利用者情報：利用者がカルテに記入入力した情報、利用履歴情報

第2条（申込み及び利用開始）

1. 利用申込にあたっては、サポートセンターの定める手続きに従い、申込者に関する本人性を確認できる情報（証明書類）を提出していただくか、利用者本人からの申込と分かる方法で申請を行うものとします。また、患者が20歳未満の場合親権者、患者本人から代理権を与えられた縁故者の場合は、本人の同意を得たうえで所定の方法により届け出るものとします。
利用者が未成年（20歳未満）である場合、親権者による手続きを必要とします。
利用者が何らかの事情により代理人を立てなければ成らない場合、代理人による手続きを必要とします。
2. 申込者の届け出た内容または、証明書類に判読不能な部分や疑義がある場合等には、電話などの方法により利用者にこれらの点についての問い合わせをする場合があります。
3. 申込者が前2項にしたがい適切な申込を行った後、サポートセンターがサービス利用を承認し、利用者として登録、プラネットカードを発行する。
4. サービス利用開始は、利用者にプラネットカードが到達した時からとなります。
5. サポートセンターは、以下の各号に掲げる場合に該当すると判断した場合、申込者に対して、本サービスの利用をお断りすることがあります。
 - （1）利用者から代理権を与えられた親権者及び縁故者が実在しない場合
 - （2）利用者の届出内容に不備がある場合
 - （3）届出内容が証明書類に照らして真実でない場合
 - （4）プラネットカード、パスワードもしくは利用機器等が利用者に到達しなかった場合
 - （5）利用者が過去に本規約違反等により、利用者としての資格の取消が行われている場合
 - （6）本規約の内容に違反するおそれのある場合
 - （7）前各号の他、当サポートセンターが不当とみとめた場合
6. 利用者として登録後も、利用者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当サポートセンターがその登録を取り消すことがあります。

第3条（プラネットカード）

1. サポートセンターは利用者がプラネットカードを購入することによりサービスの利用を許諾します。
2. 利用者は、プラネットカードをPLANETサイトの利用する目的のみに使用するものとします。
3. プラネットカードを破損もしくは分解し、またはプラネットカードに含まれる電子情報を複製し、改変し、もしくは解析等してはならないものとします。

4. プラネットカードが破損し、またはその他の事由により使用不能となった場合及び紛失した場合、利用者はサポートセンター所定の方法によりすみやかにこれを通知するものとします。

第4条（カードの再発行）

カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、損傷などで当サポートセンターが必要と認めた場合には、再発行する場合があります。

第5条（パスワード）

1. 利用者は、サポートセンター所定の手続にしたがい、パスワードを変更することができます。利用者は、パスワードの漏洩による不正使用等を防ぐため、適宜パスワードを変更して使用するものとします。
2. パスワードは、利用者の自己管理とします。

第6条（本人認証）

1. 利用者はプラネットカードを他人に使用されないように厳格に管理するものとし、他人に貸与等その占有を第三者に移転してはならないものとします。
2. 利用者は、パスワードを他人に知られないよう厳格に管理するものとし、第三者に使用させないこととします。
3. 利用者は、カルテ参照を利用する場合サポートセンターの発行したプラネットカードを使用し、かつパスワードを入力するものとします。
4. 本人認証を行った場合、その後、通信終了するまでの一連の通信はすべて利用者によって行われたものとみなします。
5. 前各項においてサポートセンターは管理及び責任を負わないものとします。

第7条（利用機器等）

1. サポートセンターは、利用者に対し利用機器等を貸与、又は利用者に購入していただき、その利用を許諾します。
2. 参照利用するために必要な利用機器等以外の機器およびソフトウェア等については、利用者が自己の費用と責任をもって準備及び管理するものとします。
3. 参照利用をするために必要な通信回線の申込及び利用料金は利用者が負担するものとします。
4. 利用機器等が滅失、破損等により使用不能となった場合、サポートセンターによる貸与もしくは利用機器購入をしていただきます。貸与の場合、サポートセンターが利用者に利用機器を引き渡した後に、これらにつき滅失、破損、汚損その他の瑕疵が生じた場合において、それが利用者の故意によるものとサポートセンターが判断したときは、サポートセンター所定の費用をお支払いいただく場合があります。
5. 前各項の他、サポートセンターが利用機器等の使用に関して別途規定を定めた場合には、本規約とともに当該規定が適用されるものとします。

第8条（責任制限）

1. 本サービスの利用は、利用者の責任において行われるものとします。
2. 本サービスの利用によって生じた本サービス以外の損害に関してサポートセンターは一切の責任を負いません。

第9条（カードの紛失及び盗難）

1. 利用者は、プラネットカードの紛失、他人に盗取されるなどしてその占有を失った場合、直ちにこれをサポートセンターへ通知するものとし、所定の紛失届を提出してください。届出がされるまでの間、カードを不正使用された場合は、自己の責任となります。サポートセンターは、届出を受けた日よりプラネットカードを使用不能とする措置を講じるとともに新たなプラネットカードを発行します。
2. 前項の通知を受けた場合であっても、サポートセンターが当該ICカードの使用不能措置を講じるために必要な合理的期間内においては、第6条4項の規定が適用されるものとします。

第10条（使用中止）

利用者は、以下の各号に定める場合において、一部または全てのカルテ参照が中止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

1. 天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合。
2. 提供に用いるプラネットシステムの保守管理のために必要な場合及び故障、その他の障害が発生した場合。
3. 関連する通信及び通信機器の保守管理のために必要な場合及び故障、その他の障害が発生した場合。
4. その他サポートセンターが必要と判断した場合。

第11条（年会費）

利用者はサポートセンターに対し、所定の年会費並びにこれに課せられる消費税等をお支払いいただきます。年会費は、本規約の解約又は利用者資格の喪失となった場合、その他理由の如何を問わずお返しいたしません。

第12条（規約の変更等）

1. 本規約の変更は、その都度サポートセンターがこれを行います。
なお、変更についてはサポートセンターより、変更内容を通知するものとします。
2. サポートセンターは、利用者に対し変更内容を予め公表することにより利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。
3. 前2項の変更は利用者へ通知した時から効力を生じるものとします。

第13条（附則）

1. 本規約は、2002年12月2日をもって施行します。
2. 本規約は、2003年10月31日に改定しました。
3. 本規約は、2018年1月31日に改定しました。

プラネットサポートセンター
千葉県鴨川市東町929
医療法人鉄蕉会 亀田総合病院内
TEL：04-7099-1230
月～金曜日9:00～17:00
*祝日・年末年始を除く